令和４年度包括外部監査結果報告書に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区教育委員会から通知がありました。

令和６年５月１５日

第１　通知の範囲及び概要

１　令和４年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は２件です。

第２　内容

［令和４年度包括外部監査］

１　「多様性の尊重に関する事業の財務事務の執行について」

（１）【障害者スポーツの普及】障害者の参加が低調な理由について調査し、対応を検討すべきである。【所管課：生涯学習スポーツ振興課】

ア　指摘等の内容

なぜ、障害者の参加者が少ないのかについて、障害者福祉や障害者教育の担当部署とも連携するなどして、障害者施設や特別支援学校の生徒等の参加が少ない理由を調査・推測した上で、対応の検討をすべきである。

イ　講じた措置の概要

スポーツイベントへの参加について、７月に協定を結んだ一般社団法人日本障がい者サッカー連盟にヒアリングしたところ、特別支援学校等の子どもたちにとって、不特定多数の人がいるイベントへ参加することはハードルが高いという声がありました。

そのため、３月に開催したイベントでは、参加方法等を工夫し、まずは展示エリアへのブース出展や運営ボランティアとしての参加を促すこととし、参加につなげることができました。

また、これまでは「障害者スポーツの普及啓発」の一環として、障害スポーツの体験イベントを中心に行ってきましたが、新たに、「障がい者スポーツの理解促進」「スポーツをみる機会の提供」の一環として、親善試合を開催し、多くの方に、間近で迫力ある障害者サッカーを観戦してもらうことができました。

さらに、６月には、障害の有無に関わらず、参加者全員が楽しめるサッカー教室（インクルーシブサッカー教室）を開催し、障害者スポーツ指導員の資格を持つＪリーグのコーチが指導するということもあり、多くの障害者の方が参加しました。

（２）【ハラスメントの予防と相談窓口での解決】相談窓口についてアンケートを取るなど、より一層の周知・利用促進を検討すべきである。【所管課：教育人事企画課】

ア　指摘等の内容

人事課のハラスメント防止週間にあわせて、その実施期間中にハラスメント相談窓口の設置をメールで周知し、意識啓発用のポスターの掲出やパンフレットを配布し、全職員を対象としたハラスメント防止研修（ビデオ研修）を実施しているが、さらに、相談窓口についてアンケートをとるなど、より一層の周知・利用促進を検討すべきである。また、その際、潜在的需要の調査も合わせて行うべきである。

イ　講じた措置の概要

東京都のハラスメント防止月間に合わせ、各幼稚園・小中学校の職員向けチラシを作成し相談窓口を周知しました。また、ハラスメント理解度チェックリストを作成し、その中で相談窓口に関する設問を設け、港区のハラスメント相談窓口は、「港区教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課教育人事担当」であり、不快な言動が繰り返されている場合や、どのように対応したらよいか分からず困っている場合などは相談する旨を記載し、各校で実施する服務事故防止研修等で活用しました。